バージョンアップ情報〔給与上手くんα ProⅡ〕

VERSION:26.013

日本ICS
TIS INTEC Group

2026 年 11 月 16 日

●給与上手くんα ProⅡ VERSION:17.002
●給与上手くんαクラウド ProⅡ・給与上手くんαクラウド SE ProⅡ VERSION:17.002

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。

《マスターバージョンアップ時のご注意》
当プログラムをインストール後、入力等の画面を初めて開いた際に、「マスターバージョンアップ」が行われます。
その際、社員登録の「扶養情報①」に入力されている所得見積額がクリアされます。
バージョンアップ後、本年の所得見積額を再入力してください。
詳細は、次ページからの"給与処理ｄｂ【給与計算】（VERSION: 17.002）の変更点" を参照してください。

◆ 令和 8 年分から適用される改正

- 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除額および給与所得控除額の最低保障額が引き上げられました。
- 基礎控除の見直し（所法 86、措法 41 の 16 の 2）
  ・基礎控除額が 58 万円から 62 万円に引き上げられました。
  ・上乗せ特例により、居住者の所得金額に応じて控除額が加算されることとなりました。
- 給与所得控除の見直し（所法 28、措法 29 の 4）
  ・給与所得控除の最低保障額が、65 万円から 74 万円に引き上げられました。
- 扶養親族等の所得要件が引き上げられました。
- 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例
  ・新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合、令和 8 年分および令和 9 年分の控除限度額が現行の 4 万円から 6 万円に引き上げられます。
- 個人住民税の税制改正
  ・所得税に準じた改正が行われました。（基礎控除の見直しを除く）
- 住宅関連の改正
  ・例年の対応で平成 28 年居住開始分が適用期間終了のため除外、令和 7 年分居住開始分が適用開始となりました。

◆ 申告書の様式の改正に対応

◆ その他の改良・修正を行いました。

『令和８年分合計表・法定調書、給与支払報告書（総括表）』対応プログラムは 12 月中旬のご提供予定です。

※詳細は、次ページからの**"給与処理ｄｂ【給与計算】VERSION: 17.002）の変更点"** を参照してください。

ご注意
●他のＩＣＳシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のＩＣＳシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理ｄｂ【給与計算】（VERSION:17.002）の変更点

マスターバージョンアップについて

《ご注意》

☆当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われますが、その際、社員登録の「扶養情報①」に入力されている所得見積額をクリアされます。

本年の所得見積額は、バージョンアップ後に入力してください。（給与上手くんaシリーズも同様）



社員登録の扶養情報①タブの「所得見積額」をクリアします。「配扶養区分」はバージョンアップ前の状態で保持します。

所得見積額は以下２点の理由によりクリアします。

①給与所得控除の改正により、令和７年の所得見積額と同額ではない可能性があること。

②合計所得金額要件の改正により、入力済みの所得見積額で判定すると誤った扶養区分となる可能性があること。

配扶養区分を保持した状態で所得見積額をクリアするため、月々の給与計算時の源泉所得税に影響はしません。

当プログラムをインストール後、令和８年マスターでは、令和８年改正後の基準で扶養親族等の判定を行います。

「申告書情報と連動する」を設定している場合は、その判定結果が源泉控除の人数欄にも反映されます。このため、源泉所得税が変わる場合があります。

☆「マスターバージョンアップ」後は、従来バージョン（Ver.16.501 以前）では処理を行うことができなくなります。また、データの通信・移動等も行えなくなります。

『給与上手くんaシリーズ』とデータをやり取りする場合は、『給与上手くんaシリーズ』もバージョンアップをお願いします。

改正概要

Ⅰ．令和８年分から適用される改正

詳細は後述の「令和８年分 年末調整対応等に関する改正事項」を参照してください。

1）概要

①物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、主に以下の改正が行われました。
・所得税の**基礎控除額**および**給与所得控除額**の最低保障額の引上げ

2）基礎控除の見直し（所法 86、措法 41 の 16 の 2）

①基礎控除額が 58 万円から 62 万円に引き上げられました。
②上乗せ特例により、居住者の所得金額に応じて控除額が加算されることとなりました。
※合計所得金額が 2,350 万円超の場合の基礎控除額の改正はありません。

3）給与所得控除の見直し（所法 28、措法 29 の 4）

①給与所得控除の最低保障額が、65 万円から 74 万円に引き上げられました。
※給与の収入金額が 220 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和８・９年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下	74 万円（注１）	その収入金額×30％＋８万円 （69 万円未満となる場合は、69 万円）	65 万円
190 万円超　220 万円以下			その収入金額×30％＋８万円

4）扶養親族等の所得要件

①下記のように所得要件が引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件（注１） （令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注２））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 （136 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
特定親族	62 万円超　123 万円以下 （136 万円超　197 万円以下）	58 万円超　123 万円以下 （123 万円超　188 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超　133 万円以下 （136 万円超　207 万円以下）	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超　201 万5,999 円以下）
勤労学生	89 万円以下 （163 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）

5）年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

①新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の令和８年分および令和９年分の一般生命保険料控除の控除額は、下記の通り計算します。
※令和８年税制改正により１年延長されることとなりました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超　60,000 円以下	新生命保険料×1/2 ＋ 15,000 円
60,000 円超　120,000 円以下	新生命保険料×1/4 ＋ 30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

6）個人住民税の税制改正

①所得税に準じた改正が行われました。（基礎控除の見直しを除く）

7）住宅関連の改正

①例年の対応で平成 28 年居住開始分が適用期間終了のため除外、令和 7 年分居住開始分が適用開始となりました。

8）年調ソフトの変更点

①年送り対応を行い、帳票の表記や年齢等の自動判定機能等を、令和 8 年分に変更しました。
②改正後の所得要件に対応しました。
③令和 8 年分から「特定親族」を追加しました。
④年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例に対応しました。

9）短時間労働者の保険料調整制度

①新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せずに働けるよう、事業主が被保険者の社会保険料を一時的に一部負担し、通算 3 年間、被保険者の保険料負担を定められた割合で軽減する「保険料調整制度」が令和 8 年 10 月から開始されました。

Ⅱ．様式の改正

■変更のあった様式は以下の通りです。
変更点等については、「●令和 8 年分 年末調整対応等に関する改正事項」をご確認ください。

①令和 8 年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
②令和 8 年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
③令和 8 年分　給与所得者の保険料控除申告書
④源泉徴収簿
⑤給与所得の源泉徴収票※
⑥退職所得の源泉徴収票・特別徴収票※
※対応は 12 月中旬にご提供の「令和 8 年分合計表・法定調書、給与支払報告書（総括表）」で行います。

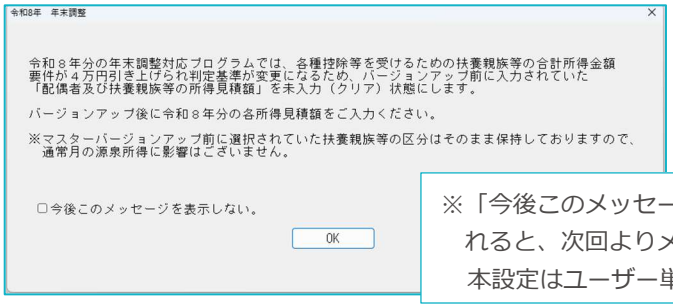
年末調整改正対応

Ⅰ．全体

1）マスターバージョンアップ

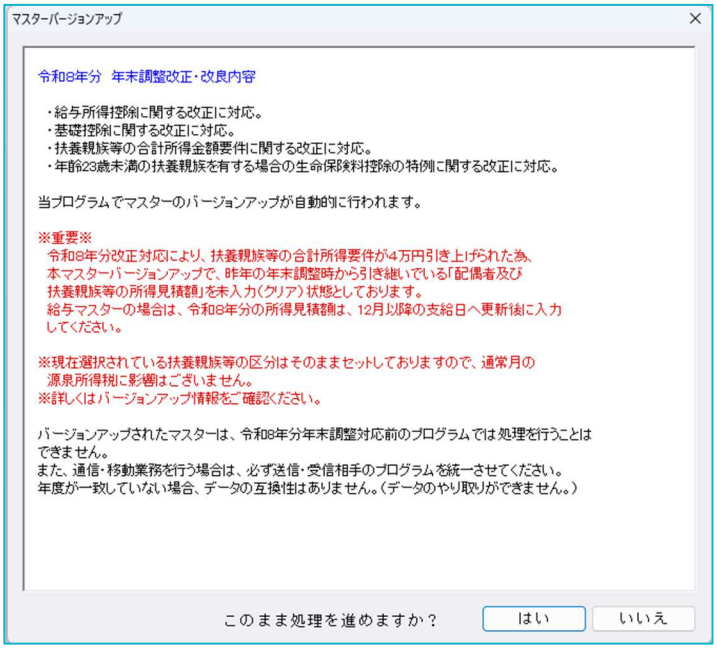
①会社を選択するとメッセージを表示します。

・改正対応に関する注意メッセージ



※「今後このメッセージを表示しない。」のチェックを入れると、次回よりメッセージは表示されなくなります。
本設定はユーザー単位で選択できます。

・マスターバージョンアップに関するメッセージ



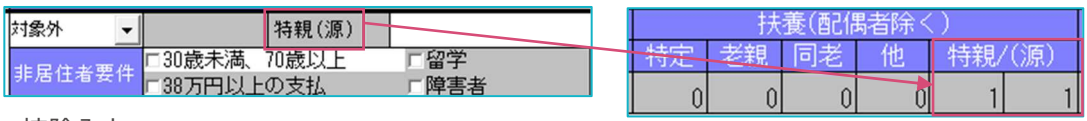
《マスターバージョンアップで行われること》

・配偶者と扶養親族の所得見積額を未入力（クリア）状態とします。（前述「注意」を参照）
※配扶養区分は保持します。

《注意》

マスターバージョンアップ前に「特親（源）」となっていた扶養親族について、マスターバージョンアップ後も配扶養区分の保持をし、人数にカウントしますが、所得見積額を未入力のまま年末調整計算まで進んだ場合は控除額は計算されません。扶養情報リストなどで必ずご確認ください。

扶養情報



控除入力



Ⅱ．登録・導入

1）会社・社員情報リスト

①個人番号チェックリスト

・年調データ入力の保険料控除入力タブ－生命保険料控除の「年齢 23 歳未満の扶養親族」に登録した個人番号を出力対象としました。

2）源泉徴収税額表

①令和 9 年分源泉徴収税額表の対応は、12 月中旬のご提供予定の「令和 8 年分合計表・法定調書、給与支払報告書（総括表）」で行います。

・給与所得の源泉徴収税額表（電算機計算の特例）

・給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

Ⅲ．給与・賞与

1）給与・賞与

①社員登録

令和 8 年分以降のマスターの税金・年調タブの年末調整に「本年最後の給与等支給日」を新設し、「12 月 1 日以後／11 月 30 日以前」の選択項目を作成しました。

選択した設定に応じて社員ごとに、マスター内の支給日や給与の発生に関わらず、基礎控除等の所得要件を 12 月 1 日以後（改正後）か 11 月 30 日以前（改正前）で計算します。



※令和 8 年マスターバージョンアップ時、マスター新規作成時の初期値は「12 月 1 日以後」です。

改正前の基準で計算が必要な場合は「11 月 30 日以前」を設定してください。

《注意》

マスターバージョンアップ時に所得見積額のクリアと扶養区分等の保持と同時に、「本年最後の支給日」に「12 月 1 日以後」をセットしています。

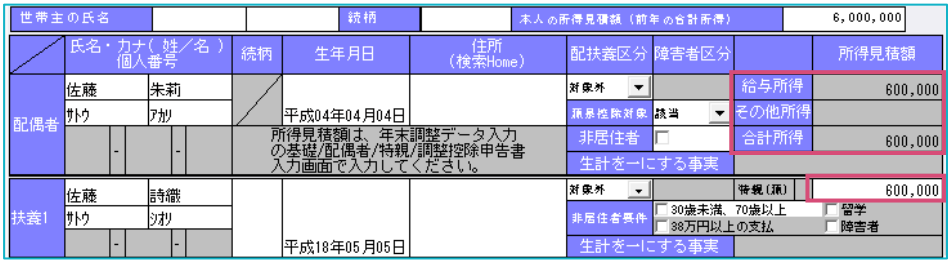
配偶者や扶養親族の控除計算を行うためには、所得見積額の再入力が必要ですが、再入力時、処理月が 11 月であっても「本年最後の支給日」の設定が「12 月 1 日以後」であるため、改正後の基準で所得要件の判定を行います。そのため、**所得見積額は、支給日が 12 月 1 日以降になってから入力を行ってください。**

《処理月 11 月　11/25 支給》

配偶者の給与収入　　：125 万円（合計所得 60 万円）

扶養 1 の合計所得見積額：60 万円

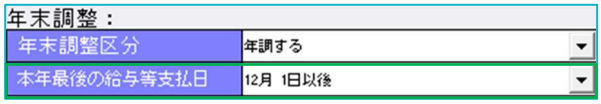
【バージョンアップ前】



令和 8 年マスターバージョンアップ

【バージョンアップ後】





・所得見積額のクリア
・配扶養区分等の保持
・「12 月 1 日以後」をセット

●マスターバージョンアップ前同様、配偶者の給与収入 125 万、扶養 1（23 歳未満）の所得見積額 60 万を入力した場合

【12 月 1 日以後】に設定

配偶者：125 万-74 万（改正後の給与所得控除）＝51 万が給与所得（合計所得）
配偶者控除の所得要件の 62 万円以下となり、配扶養区分「一般」がセットされる
扶養 1：改正後の扶養親族の所得要件の 62 万円以下となり、配扶養区分「特定」がセットされる



【11 月 30 日以前】に設定

配偶者：125 万-65 万（改正前の給与所得控除）＝60 万が給与所得（合計所得）
配偶者控除の所得要件の 58 万円超となるため、配扶養区分「対象外」がセットされる
扶養 1：改正前の扶養親族の所得要件の 58 万円超となるため、配扶養区分「対象外」と特親（源）がセットされる。



※「年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」に関しては施行が令和 8 年 1 月 1 日より適用となるため、年調計算時、「本年最後の給与等の支給日」が「11 月 30 日以前」であっても、保険料控除入力画面にて特例を適用した入力・計算が可能です。

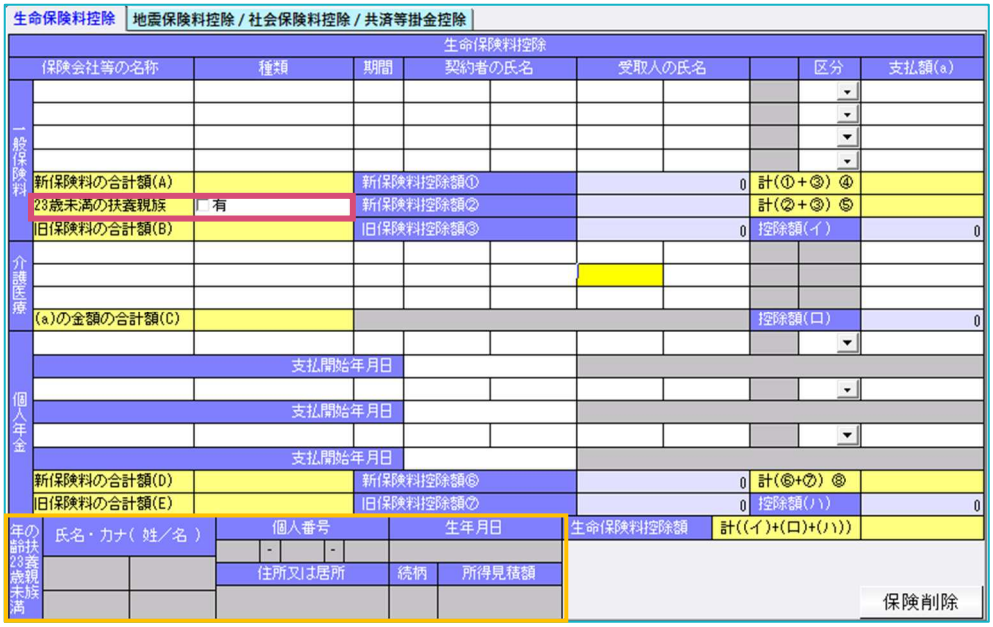
2）年末調整データ入力（給与上手くん α は給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です）

①保険料控除入力タブ

「年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」の対応に伴い、以下の変更を行いました。

⑴申告書に合わせ、生命保険料控除タブの一般保険料に「23 歳未満の扶養親族」と「有」のチェックボックスを配置しました。

⑵画面下部に「年齢 23 歳未満の扶養親族」の入力欄を配置しました。（初期値グレー）



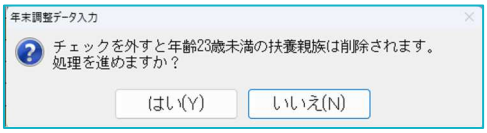
⑴有のチェックボックス

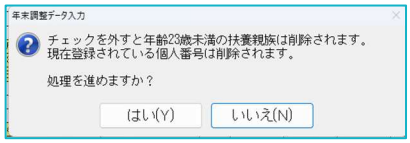
・登録済みの「扶養情報」からの自動連動は行いません。「有」のデフォルトは OFF となります。保険料控除申告書をご確認のうえ、特例計算を適用する場合は手動で「有」を ON にしてください。⑵の「年齢 23 歳未満の扶養親族」が入力可能となります。《有のチェック ON》



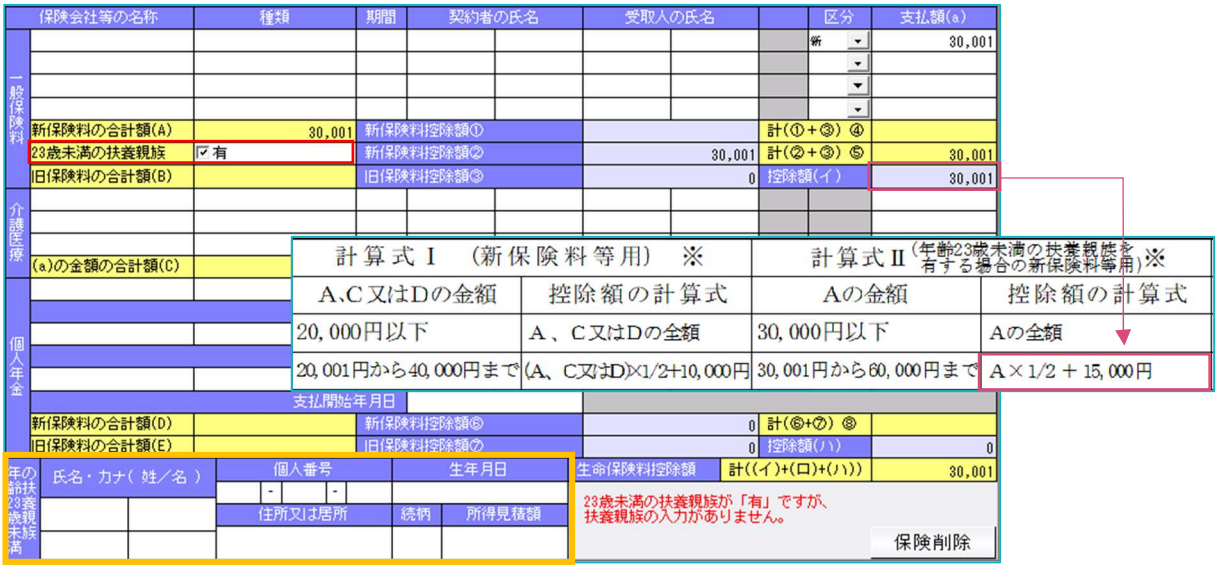
チェック ON から OFF に変更した場合は下記メッセージを表示します。

《チェック ON→OFF》



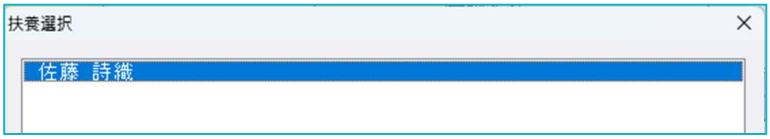


・「有」のチェック ON では下図オレンジ色枠内の入力内容に関わらず、新生命保険料の入力で特例計算を行います。後述で画面右下に表示する注意メッセージを説明します。



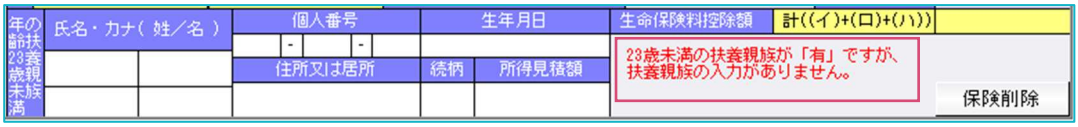
⑵年齢 23 歳未満の扶養親族欄

・「氏名・カナ」欄で[HOME 扶養選択]押下で扶養情報①②に登録した扶養親族の一覧から転記するか、直接入力してください。
扶養親族の一覧は、令和 8 年 12 月 31 日時点で 23 歳未満の扶養親族（令和 8 年マスターにおいて平成 16 年 1 月 2 日以降生まれの人）を表示します。

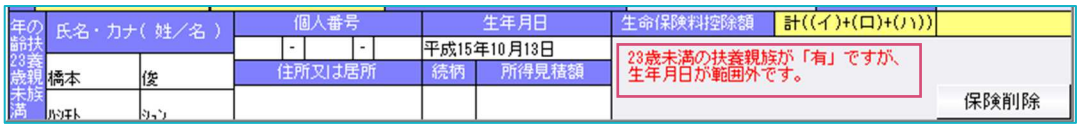


・入力状況に応じて右側に注意メッセージを赤文字で表示します。

《未入力の場合》
「有」のチェックを ON に設定した直後は「23 歳未満の扶養親族が「有」ですが、扶養親族の入力がありません。」を表示します。
メッセージは「生年月日」欄の入力後非表示になります。年齢 23 歳以上と判定した場合は下記のメッセージに変更します。

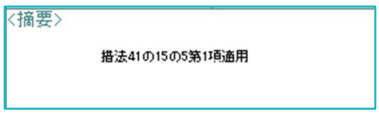


《生年月日が範囲外の場合》
「23 歳未満の扶養親族が「有」ですが、生年月日が範囲外です。」を表示します。入力した「生年月日」が 23 歳未満（令和 8 年マスターでは平成 16 年 1 月 2 日以降生まれの人）ではないと判定しているため、入力に誤りがないかご確認ください。
死亡した場合の年末調整で、死亡した時点で年齢 23 歳未満の扶養親族を登録する場合は[Home 扶養選択]より転記できないため、手入力を行ってください。メッセージは継続して表示されますが特例計算は可能なためそのままご使用ください。



《その他》

・「有」のチェック ON で源泉徴収票の摘要欄に「措法 41 の 15 の 5 第 1 項適用」を自動転記します。



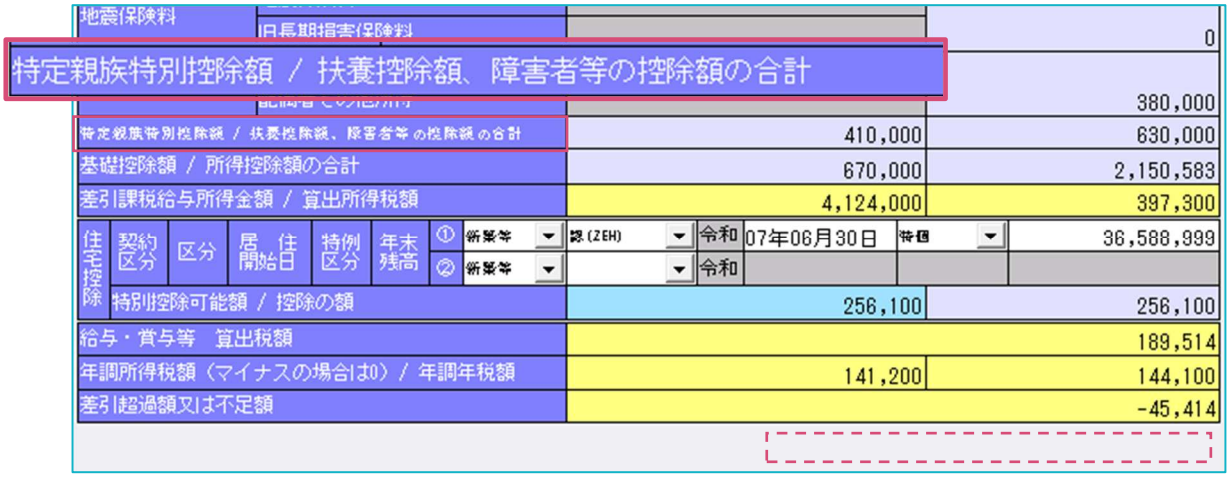
②基礎／配偶者／特親／調整控除申告書入力タブ

《基礎控除申告書／配偶者（特別）控除等申告書》

・改正後の基礎控除額及び合計所得金額の判定に対応しました。
⑴本人の合計所得金額に応じて、**0 万円～104 万円**の基礎控除額を算出します。
⑵本人、配偶者ともに、給与所得控除額の最低保障額を **74 万円**に変更しました。また、給与等の収入金額が 69 万 1,000 円以上 220 万円未満の場合は、収入金額の区分に応じて定められた給与所得金額を適用するよう変更しました。
⑶配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得要件を 58 万円超～133 万円以下→**62 万円超～133 万円以下**に変更しました。
※入力画面の変更はありません。

③控除入力タブ

・「特定親族特別控除額」の欄を追加し、画面下欄外での表示は廃止しました。



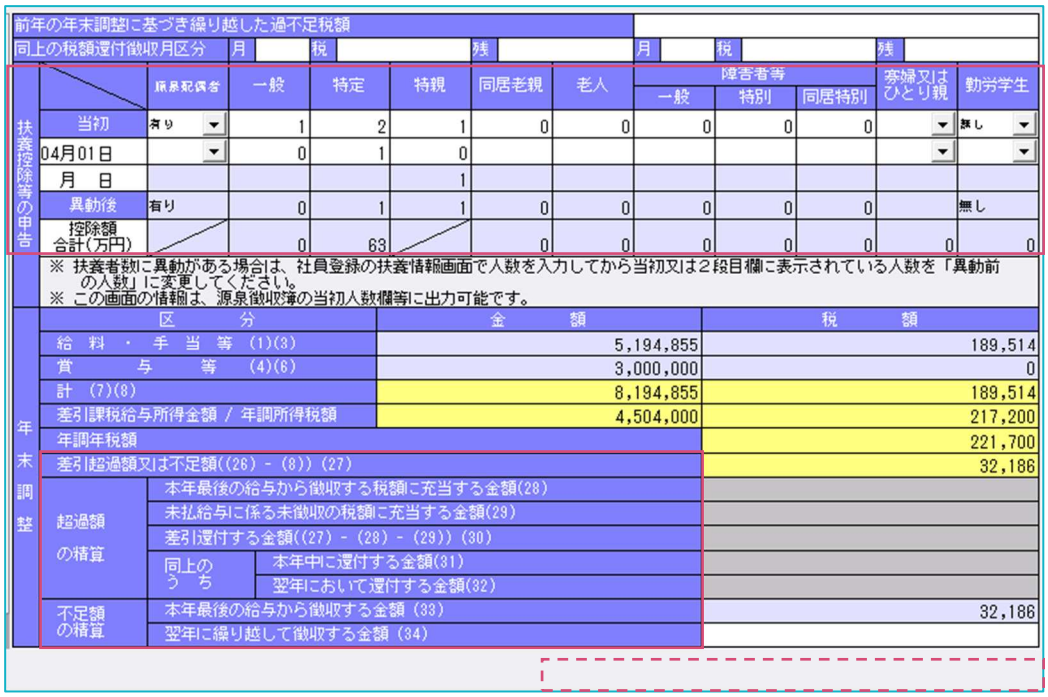
・「住宅控除」欄について年次の対応を行いました。
令和８年分住宅借入金等特別控除額の計算テーブルでの計算に対応しました。

④年末調整票入力タブ

・「扶養控除等の申告・各種控除額」を源泉徴収簿の改訂にあわせた入力画面に変更しました。

・源泉徴収簿の「⑱特定親族特別控除額」の追加に伴い、あわせて年末調整票入力画面においても「差引超過額又は不足額((26)-(8))(27)」以降の項番を＋1 しました。

・欄外の「特定親族特別控除額」の欄外表示を廃止しました。

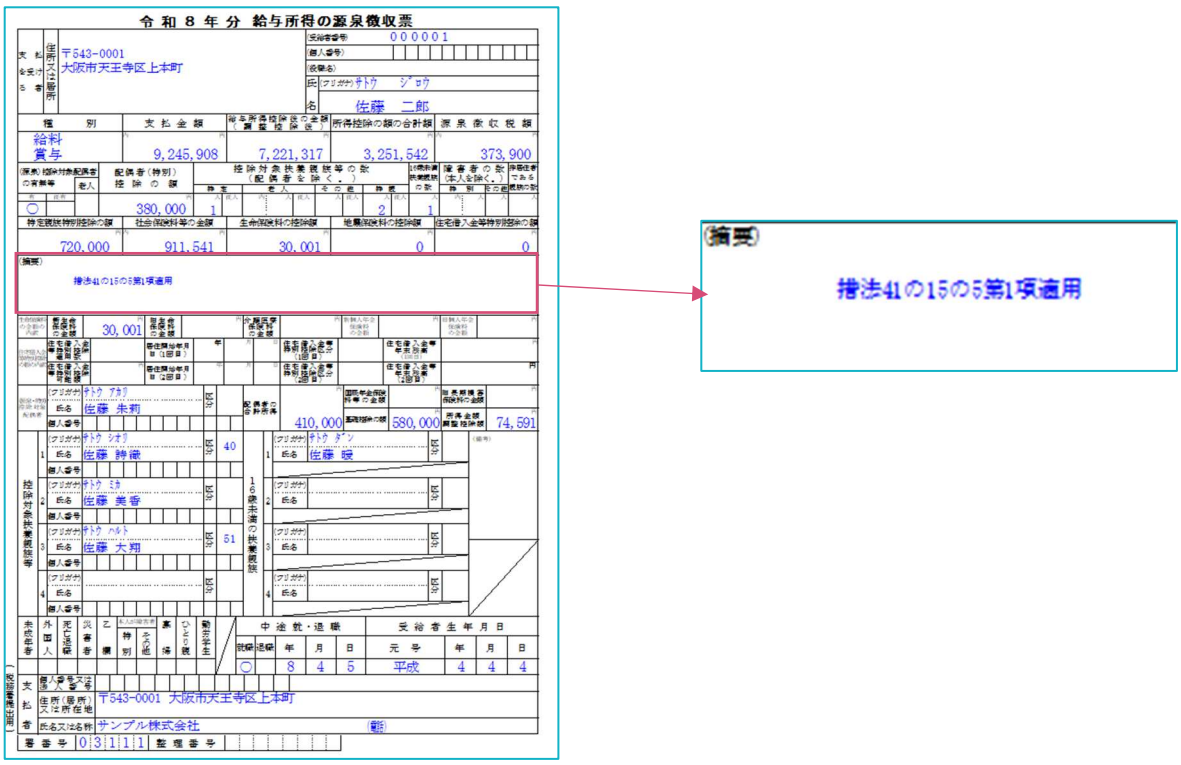


3）出力処理（給与上手くんαProⅡのみ）

①退職者用源泉徴収票（受給者交付用）

令和 8 年分の改正内容に応じた出力に対応しました。

摘要欄に「年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料の控除の特例」の適用がある場合は、「措法第 41 条の 15 の 5 第 1 項適用」を自動転記します。



特定親族特別控除の適用を受ける場合の区分欄の記載について、所得要件の変更に伴い、更新されています。

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除の額	区分（特定親族が居住者）	区分（特定親族が非居住者）	合計所得金額	
63 万円	10	11	62 万円超（※）	85 万円以下
61 万円	20	21	85 万円超	90 万円以下
51 万円	30	31	90 万円超	95 万円以下
41 万円	40	41	95 万円超	100 万円以下
31 万円	50	51	100 万円超	105 万円以下
21 万円	60	61	105 万円超	110 万円以下
11 万円	70	71	110 万円超	115 万円以下
6万円	80	81	115 万円超	120 万円以下
3万円	90	91	120 万円超	123 万円以下

短時間労働者の保険料調整制度

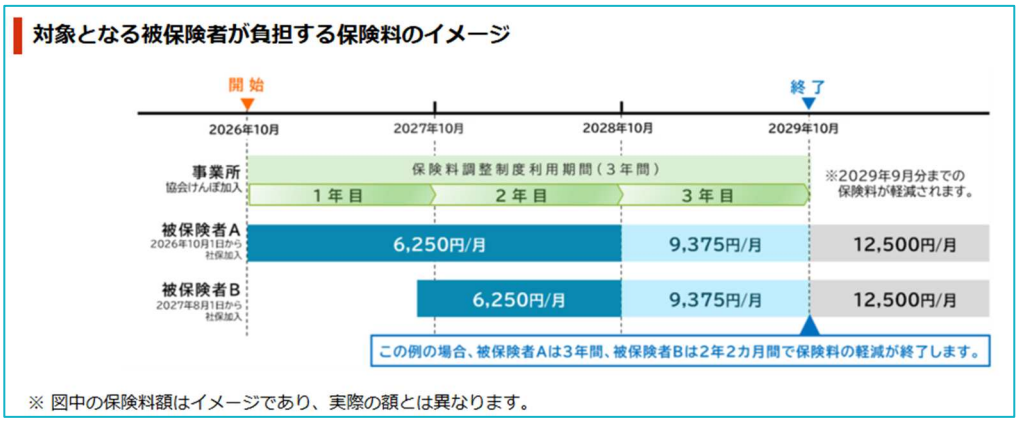
Ⅰ．短時間労働者の保険料調整制度

1）制度概要

①概要

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せずに働けるよう、事業主が被保険者の社会保険料を一時的に一部負担し、通算 3 年間、被保険者の保険料負担を定められた割合で軽減する「保険料調整制度」が令和 8 年 10 月から開始されました。

事業主が追加負担した保険料は、一旦納付した後に還付するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。制度を利用する場合は、申請期限内に申し出る必要があります。制度利用は事業所の申し出により期間の途中でやめることはできません。



■引用：保険料調整制度とは｜日本年金機構
https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hokenryochosei/gaiyo.html

《割合》

下記の割合で按分します。月収（標準報酬月額）ごとに負担割合は異なり、また、3 年目からは社員（被保険者）の負担割合が増えます。

月収(円) （標準報酬月額）	9.3 万未満 （8.8 万以下）	9.3 万～ 10.1 万未満 （9.8 万）	10.1 万～ 10.7 万未満 （10.4 万）	10.7 万～ 11.4 万未満 （11 万）	11.4 万～ 12.2 万未満 （11.8 万）	12.2 万～ 13 万未満 （12.6 万）
社員：事業主（1・2 年目）	**25：75**	**30：70**	**36：64**	**41：59**	**45：55**	**48：52**
社員：事業主（3 年目）	37.5：62.5	40：60	43：57	45.5：54.5	47.5：52.5	49：51

②対象となる事業所

以下の⑴～⑷のいずれかに該当する事業所

⑴2026 年 10 月 1 日以降に、任意特定適用事業所となった事業所。

⑵2027 年 10 月 1 日以降の社会保険の適用拡大により、特定適用事業所となった事業所。

⑶任意適用事業所のうち、2027 年 10 月 1 日～2035 年 9 月 30 日に、従業員数が 51 人以上となったことで、特定適用事業所となった個人事業所。

⑷2035 年 10 月 1 日以降、任意適用事業所となった個人事業所。

③対象となる被保険者

以下の⑴～⑷全てに該当する被保険者

⑴対象事業所で勤務

⑵標準報酬月額が 12.6 万円以下

⑶週の所定労働時間が 20 時間以上かつフルタイムの 3/4 未満

⑷学生ではない（夜間学生や休学中を除く）

■詳細は日本年金機構の HP をご確認ください。
保険料調整制度とは｜日本年金機構
https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hokenryochosei/gaiyo.html

Ⅱ．短時間労働者の保険料調整制度

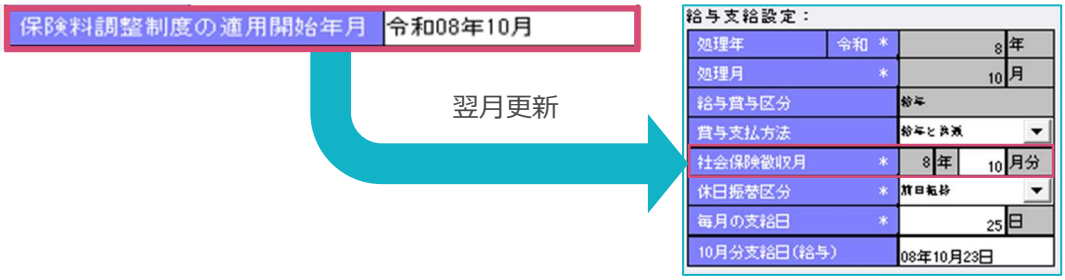
1）新規会社登録・修正・削除

①社会保険タブに「保険料調整制度の適用開始年月」を新設しました。



●設定方法

会社登録で「保険料調整制度の適用開始年月」を入力します。会社登録の適用開始年月が、社会保険の徴収月が適用開始年月に到達すると、以降３年間の保険料の按分計算を行います



●計算の対象となる社員

以下の条件をいずれも満たす場合に計算を行います。

・社員登録-社会保険タブ-パート／短時間　区分にて、「短時間労働者」を設定している社員。

・健康保険区分／協会けんぽ（健保保険組合）と厚生年金保険区分／政府管掌（厚生年金基金）両方に加入している社員。または健康保険区分／協会けんぽ（健保保険組合）の加入者。



《注意》

保険料調整制度は対象被保険者のうち、希望者のみ適用させることは制度上認められていません。対象被保険者の全員の社員登録で上記の設定が行われているか必ずご確認ください。

②計算

規定の割合に従って按分計算を行います。標準報酬月額（給与）にかかる健康保険料／厚生年金保険料から計算します。標準賞与額にかかる健康保険料／厚生年金保険料、また、介護保険料、子ども・子育て支援金は計算の対象外です。

《例》

マスター：保険料調整制度の適用開始年月：令和８年 10 月　地区名称：大阪

社員 A　：標準報酬　88,000 介護保険徴収有

●R8 年 10 月（1 年目）**負担割合 25:75**

		総保険料					本人負担				
健保等級 標準報酬月額	厚年等級 標準報酬月額	内基本料 内特定料 子育て支援金 内介護料 健康保険料 (68.900/1000) (32.400/1000) (2.300/1000) (16.200/1000) (119.800/1000)	厚生年金 (183.000/1000)	基金掛金	子育て拠出金 (3.600/1000)	保険料合計	内基本料 内特定料 子育て支援金 内介護料 健康保険料 (34.450/1000) (16.200/1000) (1.150/1000) (8.100/1000) (59.900/1000)	厚生年金 (91.500/1000)	基金掛金	本人負担合計	事業主負担
[4] 88,000	[1] 88,000	6,083.20 2,851.20 202.40 1,425.60 10,542.40	16,104.00		316.80	26,963.20	1,515 713 101 713 3,042	4,026		負担割合25.0 7,068	19,895.20

本人負担：内基本料＝88000×68.900/1000×0.25＝1515.8←調整保険料対象（×0.25）
内特定料＝88000×32.400/1000×0.25＝712.8←調整保険料対象（×0.25）
子育て支援金＝88000×2.300/1000×0.5＝101.2←調整保険料対象外（×0.5）
内介護料＝88000×16.200/1000×0.5＝712.8←調整保険料対象外（×0.5）
厚生年金＝88000×183.000/1000×0.25＝4026←調整保険料対象（×0.25）

●R9 年 10 月（2 年目）**負担割合 25：75**

		総保険料					本人負担				
健保等級 標準報酬月額	厚年等級 標準報酬月額	内基本料 内特定料 子育て支援金 内介護料 健康保険料 (68.900/1000) (32.400/1000) (2.300/1000) (16.200/1000) (119.800/1000)	厚生年金 (183.000/1000)	基金掛金	子育て拠出金 (3.600/1000)	保険料合計	内基本料 内特定料 子育て支援金 内介護料 健康保険料 (34.450/1000) (16.200/1000) (1.150/1000) (8.100/1000) (59.900/1000)	厚生年金 (91.500/1000)	基金掛金	本人負担合計	事業主負担
		6,063.20 2,851.20 202.40 1,425.60 10,542.40	16,104.00		316.80	26,963.20	1,515 713 101 713 3,042	4,026		負担割合25.0 7,068	19,895.20
[4] 88,000	[1] 88,000										

本人負担：●R8 年 10 月（1 年目）と同様

●R10 年 10 月（3 年目）**負担割合 25：75→37.5：62.5 に変更**

		総保険料					本人負担				
健保等級 標準報酬月額	厚年等級 標準報酬月額	内基本料 内特定料 子育て支援金 内介護料 健康保険料 (68.900/1000) (32.400/1000) (2.300/1000) (16.200/1000) (119.800/1000)	厚生年金 (183.000/1000)	基金掛金	子育て拠出金 (3.600/1000)	保険料合計	内基本料 内特定料 子育て支援金 内介護料 健康保険料 (34.450/1000) (16.200/1000) (1.150/1000) (8.100/1000) (59.900/1000)	厚生年金 (91.500/1000)	基金掛金	本人負担合計	事業主負担
		6,063.20 2,851.20 202.40 1,425.60 10,542.40	16,104.00		316.80	26,963.20	2,274 1,069 101 713 4,157	6,039		負担割合37.5 10,196	16,767.20
[4] 88,000	[1] 88,000										

本人負担：内基本料＝88000×68.900/1000×0.375＝2273.7←調整保険料対象（×0.375）
内特定料＝88000×32.400/1000×0.375＝1069.2←調整保険料対象（×0.375）
子育て支援金＝88000×2.300/1000×0.5＝101.2←調整保険料対象外（×0.5）
内介護料＝88000×16.200/1000×0.5＝712.8←調整保険料対象外（×0.5）
厚生年金＝88000×183.000/1000×0.375＝6039←調整保険料対象（×0.375）

●R11 年 10 月（4 年目）**適用期間終了**

		総保険料					本人負担				
健保等級 標準報酬月額	厚年等級 標準報酬月額	内基本料 内特定料 子育て支援金 内介護料 健康保険料 (68.900/1000) (32.400/1000) (2.300/1000) (16.200/1000) (119.800/1000)	厚生年金 (183.000/1000)	基金掛金	子育て拠出金 (3.600/1000)	保険料合計	内基本料 内特定料 子育て支援金 内介護料 健康保険料 (34.450/1000) (16.200/1000) (1.150/1000) (8.100/1000) (59.900/1000)	厚生年金 (91.500/1000)	基金掛金	本人負担合計	事業主負担
		6,063.20 2,851.20 202.40 1,425.60 10,542.40	16,104.00		316.80	26,963.20	3,031 1,426 101 713 5,271	8,052		13,323	13,640.20
[4] 88,000	[1] 88,000										

本人負担：内基本料＝88000×68.900/1000×0.5＝3031.6
内特定料＝88000×32.400/1000×0.5＝1425.6
子育て支援金＝88000×2.300/1000×0.5＝101.2
内介護料＝88000×16.200/1000×0.5＝712.8
厚生年金＝88000×183.000/1000×0.5＝8052

③出力帳票

以下の帳票で設定を行った社員別の負担割合を出力します。設定を行っていない社員は従前と変更ありません。

・社会保険計算リスト
・社会保険チェックリスト

《例》

社員 A　標準報酬月額　85,000　短時間労働者設定
社員 B　標準報酬月額　126,000　短時間労働者設定
社員 C　標準報酬月額　126,000　短時間労働者設定ナシ

●社会保険計算リスト：健保サイン／厚年サイン欄に表示します。

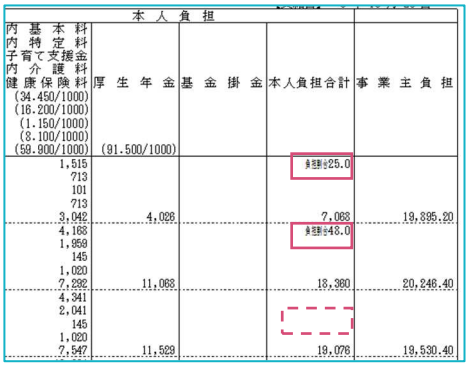
《健康保険リスト》

健保サイン	個人コード	氏　名 フリガナ
健介自動	000010	社員A
負担割合25.0		ｼｬｲﾝA
健介自動	000011	社員B
負担割合48.0		ｼｬｲﾝb-
健介自動	000012	社員C
		ｼｬｲﾝC

《厚生年金保険リスト》

厚年サイン	個人コード	氏　名 フリガナ
厚年自動	000010	社員A
負担割合25.0		ｼｬｲﾝA
厚年自動	000011	社員B
負担割合48.0		ｼｬｲﾝb-
厚年自動	000012	社員C
		ｼｬｲﾝC

●社会保険チェックリスト：本人負担合計欄に表示します。



本人負担				
内基本料 内特定料 子育て支援金 内介護料 健康保険料 (34.450/1000) (16.200/1000) (1.150/1000) (8.100/1000) (59.900/1000)	厚生年金 (91.500/1000)	基金掛金	本人負担合計	事業主負担
1,515 713 101 713 3,042	4,028		負担割合25.0 7,068	19,895.20
4,168 1,959 145 1,020 7,292	11,068		負担割合48.0 18,360	20,246.40
4,341 2,041 145 1,020 7,547	11,529		19,076	19,530.40

修 正

Ⅰ．給与・賞与

1）出力処理

①社会保険チェックリストの出力において、誤った金額が出力される場合があったのを修正しました。

⑴下記の条件の場合に健康保険料に介護保険料の 1/2 の金額が加算されていました。

・健康保険組合のマスター
・社会保険料額表の「健康保険内訳」を使用せず合計で入力している。
・会社登録の「介護保険料を健康保険料に含める」が OFF

⑵下記の条件の場合に「総保険料」の健康保険料で子育て支援金が含まれていませんでした。

・健康保険組合のマスター
・介護保険料の徴収がない人
・賞与の社会保険チェックリストの出力

令和８年分 年末調整対応等に関する改正事項

Ⅰ．令和８年分年末調整から適用される改正

1）概要

①物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、主に以下の改正が行われました。

・所得税の**基礎控除額**および**給与所得控除**の最低保障額の引上げ
・扶養親族等の**所得要件**の引き上げ

②申告書等において、様式変更・新設があったものは以下のとおりです。

・令和８年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
・令和８年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
・令和８年分　保険料控除申告書
・令和８年分　給与所得に対する源泉徴収簿
・令和８年分　給与所得の源泉徴収票（KSK2）
・令和９年分　退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（KSK2）

2）基礎控除額の見直し

①所得税法第 86 条に基づき、基礎控除額が 58 万円から **62 万円に引き上げ**られました。
②**令和８年分および令和９年分**については、**居住者**の所得金額に応じて、以下の加算措置が適用されます（租税特別措置法第 41 条の 16 の 2）。
42 万円（合計所得金額が 489 万円以下）、**5 万円**（合計所得金額が 489 万円超）
※年収 850 万円を超える方は基礎控除の上乗せ特例は適用されません。
③**令和 10 年分以降**については、**居住者**の所得金額に応じて、以下の加算措置が適用されます（租税特別措置法第 41 条の 16 の 2）
37 万円（合計所得金額が 132 万円以下）
※年収 206 万円を超える方は基礎控除の上乗せ特例は適用されません。
④合計所得金額が 2,350 万円を超える方については、今回の改正による影響はありません。
⑤基礎控除の見直しに伴い、令和９年分の源泉徴収税額表が改訂されました。
⑥本改正は、令和８年 12 月 1 日施行です。

合計所得金額 令和８・９年分における ［収入が給与だけの場合の収入金額 (注3)］	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後 (注1)		改正前 (注1)	
	令和８・９年分	令和 10 年分以後	令和８年分	令和９年分以後
132 万円以下 （206 万円以下）	104 万円 (注2)	99 万円 (注2)	95 万円 (注2)	88 万円 (注2)
132 万円超　336 万円以下 （206 万円超　475 万 1,999 円以下）		62 万円	88 万円 (注2)	58 万円
336 万円超　489 万円以下 （475 万 1,999 円超　665 万 5,556 円以下）			68 万円 (注2)	
489 万円超　655 万円以下 （665 万 5,556 円超　850 万円以下）	67 万円 (注2)		63 万円 (注2)	
655 万円超　2,350 万円以下 （850 万円超　2,545 万円以下）	62 万円		58 万円	

※基礎控除額は、所得税法第 86 条の 62 万円に、租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の 42 万円、5 万円、37 万円をそれぞれ加えた金額となります。

引用：令和８年分年末調整のしかた
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/nencho_all.pdf

3）給与所得控除の見直し

①給与所得控除の最低保障額が、65 万円から **74 万円に引き上げ**られました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和８・９年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下	74 万円（注１）	その収入金額×30％＋８万円（69 万円未満となる場合は、69 万円）	65 万円
190 万円超　220 万円以下			その収入金額×30％＋８万円

（注）１　給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第 29 条の４）の適用後の給与所得控除額となります。
２　給与等の収入金額が 220 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

②給与収入が 220 万円を超える方については、今回の改正による影響はありません。
③給与所得控除の見直しに伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改訂されました。
④令和 8 年分および令和 9 年分の給与等の収入金額が 69 万 1,000 円以上 220 万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69 万 1,000 円以上 74 万 1,000 円未満	74 万 1,000 円以上 219 万 1,000 円未満	219 万 1,000 円以上 219 万 3,000 円未満	219 万 3,000 円以上 219 万 6,000 円未満	219 万 6,000 円以上 220 万円未満
その給与等に係る給与所得の金額	なし	その収入金額 － 74 万円	145 万 1,000 円	145 万 3,000 円	145 万 6,000 円

⑤本改正は令和 8 年 12 月 1 日施行です。

引用：令和 8 年分年末調整のしかた

4）扶養親族等の所得要件

①基礎控除の改正に伴い、以下の所得要件が引き上げられました。
- **配偶者・扶養控除**：58 万円以下→**62 万円以下**
- **ひとり親の生計を一にする子**の合計所得要件：58 万円以下→**62 万円以下**
- **勤労学生**：85 万円以下→**89 万円以下**

②給与所得控除の改正に伴い、**家内労働者等**の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円**→69 万円に引き上げ**られました。
③本改正は、令和 8 年 12 月 1 日以後支払う給与から適用されます。

扶養親族等の区分	所得要件（注１）（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注２））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 （136 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
特定親族	62 万円超　123 万円以下 （136 万円超　197 万円以下）	58 万円超　123 万円以下 （123 万円超　188 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超　133 万円以下 （136 万円超　207 万円以下）	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超　201 万 5,999 円以下）
勤労学生	89 万円以下 （163 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）

（注）１　合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
２　上記(2)の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

引用：令和 8 年分年末調整のしかた

5）生命保険料控除の控除額の引き上げ

①子育て世帯への支援の一環として、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の控除額が見直されました。
②23 歳未満の扶養親族を有する場合に、控除額が最大 6 万円に引き上げられます。
※ただし、一般、介護、個人年金保険料控除の合計適用限度額（12 万円）に変更はありません。
③共働きの夫婦であっても、要件を満たす場合は、夫婦の双方が特例を受けることができます。
法令解釈通達第 41 条の 15 の 5-1

④本改正は、令和 8 年分および令和 9 年分に限り適用されます。

23 歳未満の扶養親族を有する場合		左記以外の場合（現行と同様）	
年間の新生命保険料	控除額	年間の新生命保険料	控除額
3 万円以下	新生命保険料の全額	2 万円以下	新生命保険料の全額
3 万円超 6 万円以下	新生命保険料×1/2 +15,000 円	2 万円超 4 万円以下	新生命保険料×1/2 +10,000 円
6 万円超 12 万円以下	新生命保険料×1/4 +30,000 円	4 万円超 8 万円以下	新生命保険料×1/4 +20,000 円
12 万円超	一律 6 万円	8 万円超	一律 4 万円

6）個人住民税の税制改正

①収入金額が 190 万円以下の方に対する、給与所得控除の最低保障額が 65→69 万円に引き上げられました。（190 万円超の方には変更なし）
また、令和 9 年度および令和 10 年度の個人住民税については 5 万円が加算され、最低保障額は 74 万円となります。
②扶養親族、ひとり親の生計を一にする子、雑損控除の適用が認められる親族の総所得金額等の要件が 58→62 万円に引き上げられました。
③勤労学生控除の合計所得金額等の要件が 85→89 万円に引き上げられました。
④家内労働者の特例における必要経費算入額の最低保障額が 55→65 万円に引き上げられました。
⑤基礎控除の金額に変更はありません。
⑥ひとり親控除の控除額を 30→33 万円に引き上げました。（令和 10 年度分）

7）住宅借入金等特別控除

①例年の年次対応

平成 28 年居住開始分が適用期間終了のため除外、令和 7 年居住開始分が適用開始となりました。

②令和 6・7 年分税制改正

令和 6 年度税制改正大綱において対応した子育て支援税制が以下のように延長されました。
・特例対象個人の認定住宅等の新築等について、令和 12 年 12 月 31 日まで適用可
・認定住宅等の新築等の床面積要件の緩和措置は令和 7 年 12 月 31 日まで適用可
東日本大震災の被災者等に係る住宅ローンについても上記と同等の延長がされました。
・特例対象個人の認定住宅等の新築等について、令和 12 年 12 月 31 日まで
・認定住宅等の新築等の床面積要件の緩和措置は令和 7 年 12 月 31 日まで適用

8）源泉徴収票のみなし提出の特例

①令和 9 年 1 月 1 日以後に提出すべき令和 8 年分以後の給与所得の源泉徴収票について、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされる制度が開始されます。
それに伴い提出範囲が給与支払報告書と同じく、「年の中途で退職した者に対するその年中に支払った給与等の支払金額が 30 万円以下である場合を除くすべての給与等」となります。

Ⅱ．令和９年分給与計算から適用される改正

1）源泉徴収税額表の見直し

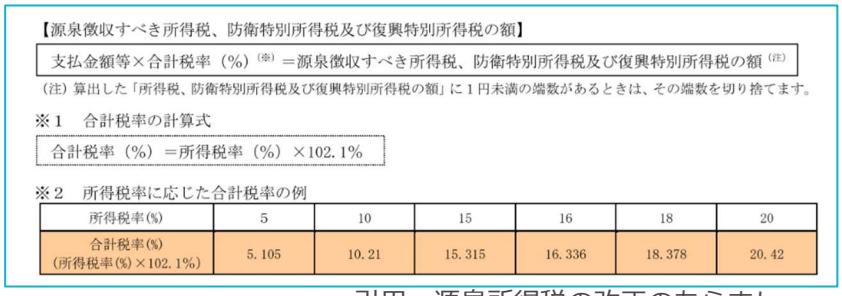
①基礎控除、給与所得控除の見直しに伴い、以下の税額表が改訂されます。

・給与所得の源泉徴収税額表（電算機計算の特例）
・給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）
・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

②本改正は、令和９年１月１日以後に支払うべき給与等について適用します。

2）防衛特別所得税の創設

①所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額）を併せて徴収し、納付しなければならないこととされました。
また、復興特別所得税について、その税率が 1.1%（改正前：2.1%）に引き下げられ、課税期間が令和 29 年 12 月 31 日まで（改正前：令和 19 年 12 月 31 日まで）10 年間延長されました。
なお、改正前（復興特別所得税の税率 2.1%）と改正後（防衛特別所得税の税率 1%及び復興特別所得税の税率 1.1%）で、合計税率（2.1%）に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。



【源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等×合計税率（%）(※1) ＝源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額 (注)

（注）算出した「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※１　合計税率の計算式

合計税率（%）＝所得税率（%）×102.1%

※２　所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

引用：源泉所得税の改正のあらまし
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/2026kaisei.pdf

3）ひとり親控除額の引き上げ

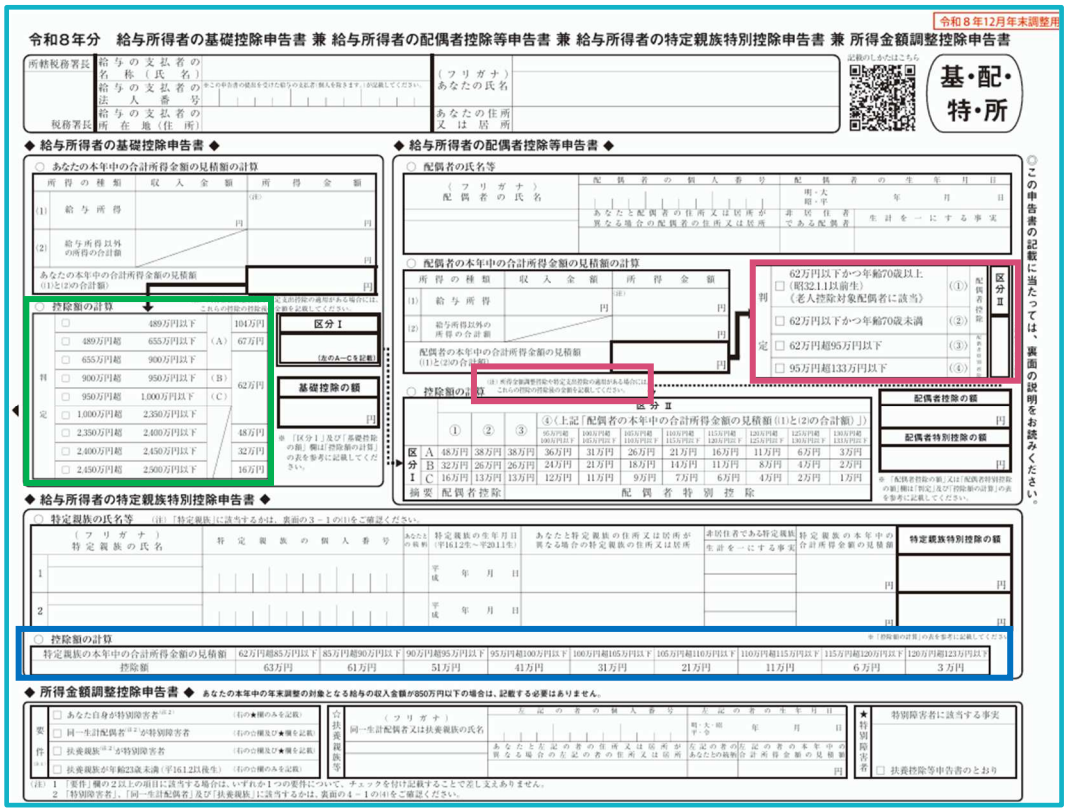
①ひとり親控除の控除額が 35 万円から 38 万円に引き上げられました。

Ⅲ．各種申告書の改正

1)令和８年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

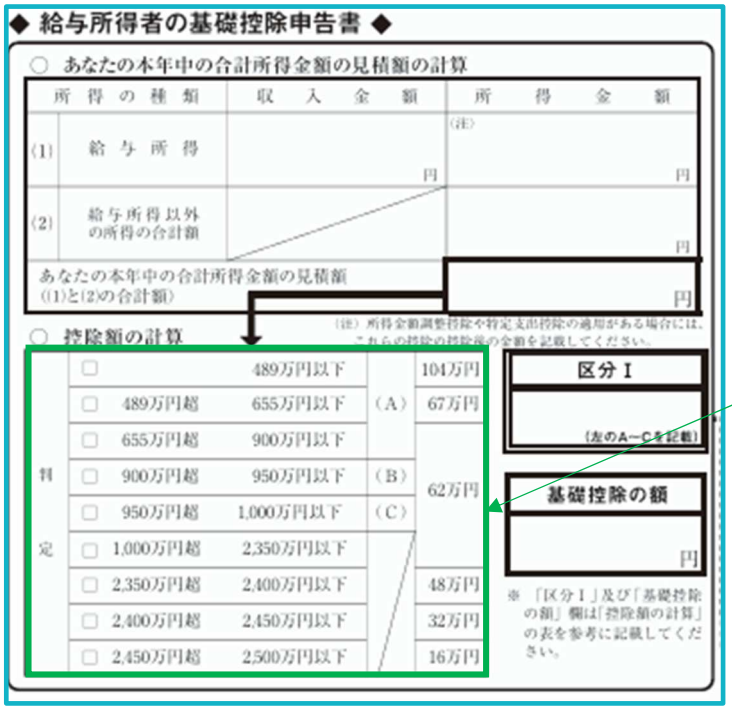
《変更点》

・「基礎控除申告書」の「控除額の計算」が変更されました。
・「配偶者控除等申告書」の「判定」が変更され、注意事項の記載が追加されました。
・特定親族特別控除申告書の「控除額の計算」が変更されました。



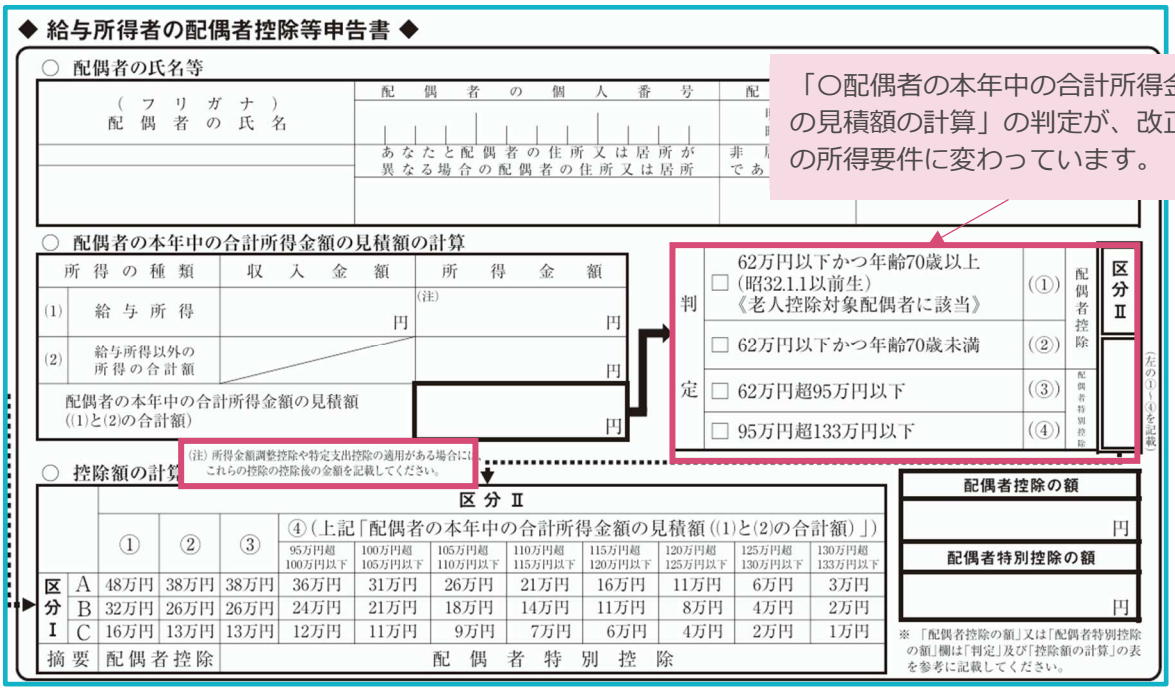
《詳細》

●「基礎控除申告書」の変更点



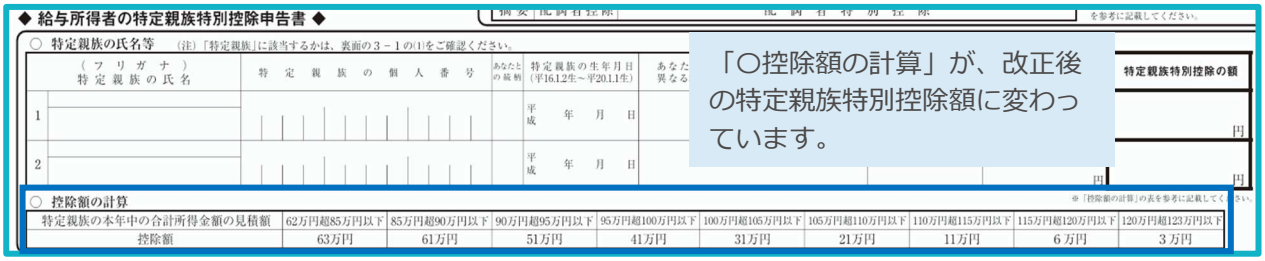
「○控除額の計算」が、改正後の基礎控除額に変わっています。

●「配偶者控除等申告書」の変更点



「○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の判定が、改正後の所得要件に変わっています。

●「特定親族特別控除申告書」の変更点



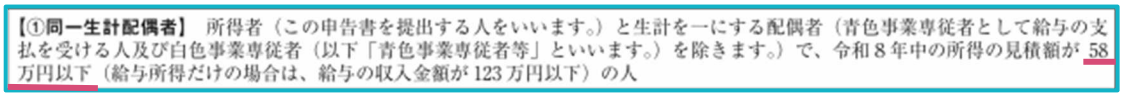
「○控除額の計算」が、改正後の特定親族特別控除額に変わっています。

2）令和８年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

《変更点》

・様式は変更ありません。

・年末に確認等をする際は、所得見積額を 58→62 万円に読み替えて使用してください。



※裏面の説明書き中にも所得要件が 58 万円の箇所がありますので、同様に読み替えて判定します。（住民税含む）

参考：令和８年度税制改正（所得税の基礎控除の引上げ等関係）Q＆A（2-1）国税庁
https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/pdf/0026005-024.pdf

3）令和９年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

※大きなレイアウト変更や欄の追加などはありません。

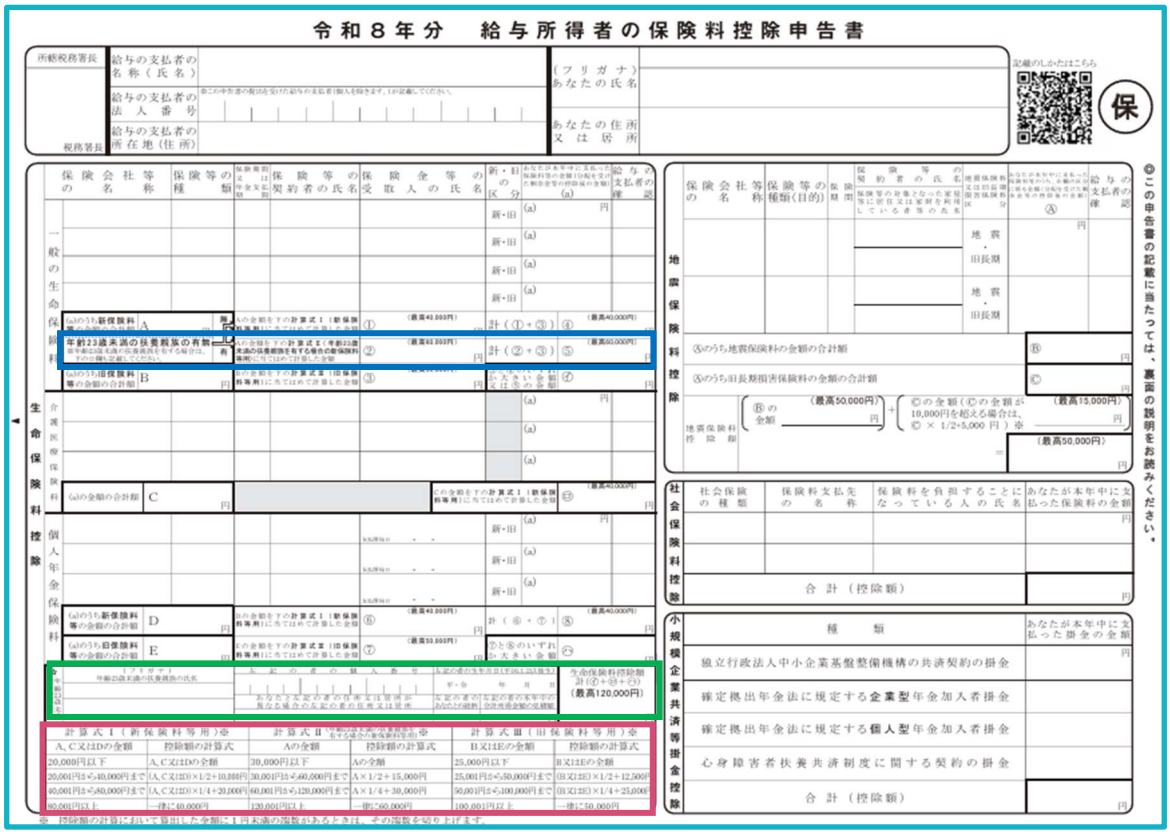
4）令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書

《変更点》

・年齢 23 歳未満の扶養親族がいる場合の特例計算として、計算式Ⅱが追加され、それに伴い、従前の計算式Ⅱ（旧保険料等用）を計算式Ⅲに変更しました。

・一般の生命保険料の欄に「年齢 23 歳未満の扶養親族の有無」の欄を追加と、それに伴う項番変更が行われました。

・「年齢 23 歳未満の扶養親族」の欄を追加しました。



●計算式の変更

計算式Ⅰ（新保険料等用）※		計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）※		計算式Ⅲ（旧保険料等用）※	
A、C又はDの金額	控除額の計算式	Aの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの全額	30,000円以下	Aの全額	25,000円以下	B又はEの全額
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円	30,001円から60,000円まで	A×1/2+15,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円	60,001円から120,000円まで	A×1/4+30,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	120,001円以上	一律に60,000円	100,001円以上	一律に50,000円

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等の計算に使用します。

●一般の生命保険料／年齢 23 歳未満の扶養親族の有無欄



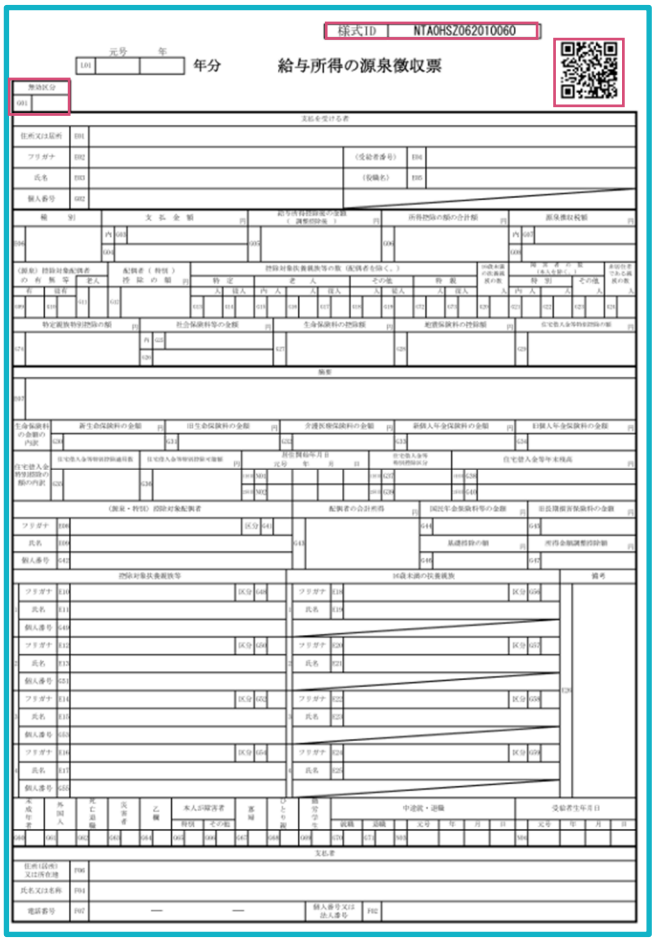
年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合に計算式Ⅱに当てはめて②と⑤欄を計算し、イ欄を記載します。

●年齢 23 歳未満の扶養親族

☆の年齢23歳未満の扶養親族	（フリガナ） 年齢23歳未満の扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日（平16.1.2以後生）
			平・令　年　月　日
		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者のあなたとの続柄 / 左記の者の本年中の合計所得金額の見積額 円

年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合で、一般の生命保険料（新保険料等に限る）の金額があるときに記載します。

5）令和 8 年分　給与所得の源泉徴収票（税務署用）



《主な変更箇所》
・KSK2 用紙の変更に伴う以下の変更がありました。
　様式 ID／二次元コードの追加
　レイアウト変更
　記載要領の変更
・「無効区分」欄の新設



《主な変更内容》

項目	変更前（令和 7 年分）	変更後（令和 8 年分）
無効区分	項目なし	新規分、追加分、訂正分は「0」、無効分は「1」を記載します。 ※受給者交付用には本項目はありません。
（源泉）控除対象配偶者の有無等	該当する場合に「○」を記載します。	税務署提出用は、該当する場合は「1」、該当しない場合は「2」を記載します。 ※受給者交付用・給与支払報告書は従来どおり。
控除対象扶養親族等の数［特親］	年末調整を行っている場合に、特定親族の数を記載します。	年末調整を行っていない場合についても、源泉控除対象親族のうち合計所得の見積額が 100 万円以下の特定親族を記載対象とします。

住宅借入金等特別控除区分	「住」「認」「震」等の区分を記載します。	税務署提出用は「01」「11」「21」等の数値で記載します。 ※受給者交付用・給与支払報告書は従来どおりです。
（源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の区分	居住者は「00」等、非居住者等は所定の区分を記載します。特定親族は特定親族特別控除額に応じた区分を記載します。	年末調整を行っていない場合についても、源泉控除対象親族を記載対象とし、特定親族は合計所得の見積額に応じた区分を記載します。
16 歳未満の扶養親族［区分］	国内に住所を有しない場合に「○」を記載します。	税務署提出用は、国内に住所を有する場合「00」、有しない場合「01」を記載します。 ※受給者交付用・給与支払報告書は従来どおりです。
未成年者～勤労学生の各欄	該当する場合に「○」を記載します。	税務署提出用は、各欄について、該当する場合「1」、該当しない場合「2」を記載します。 ※受給者交付用・給与支払報告書は従来どおり。
中途就・退職	該当する「就職」または「退職」に「○」を付し、年月日を記載します。	税務署提出用は、「就職」「退職」について該当「1」、非該当「2」で記載し、あわせてその年月日についても記載します。 ※受給者交付用・給与支払報告書は従来どおりです。
摘要	・16 歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「（非居住者）」と記載してください。 ・所得金額調整控除の適用があり、「本人が障害者」の場合は「特別」欄に「○」を付してください。	・16 歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「01」（受給者交付用の場合は「（非居住者）」）と記載してください ・所得金額調整控除の適用があり、「本人が特別障害者」の場合は、「特別」欄に「1」（受給者交付用又は給与支払報告書の場合は 「○」）を記載してください。 ・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険の特例を適用する場合、「租税特別措置法第 41 条の 15 の 5 第 1 項適用」と記載します。

※その他の変更点の詳細は手引きをご確認ください。
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2026/PDF/all.pdf

6）令和８年分　給与所得に対する源泉徴収簿

《変更点》

・「年末調整」欄に「特定親族特別控除額」の記載欄が追加されました。

・「扶養控除等の申告・各種控除額」欄について、次のとおり変更されました。

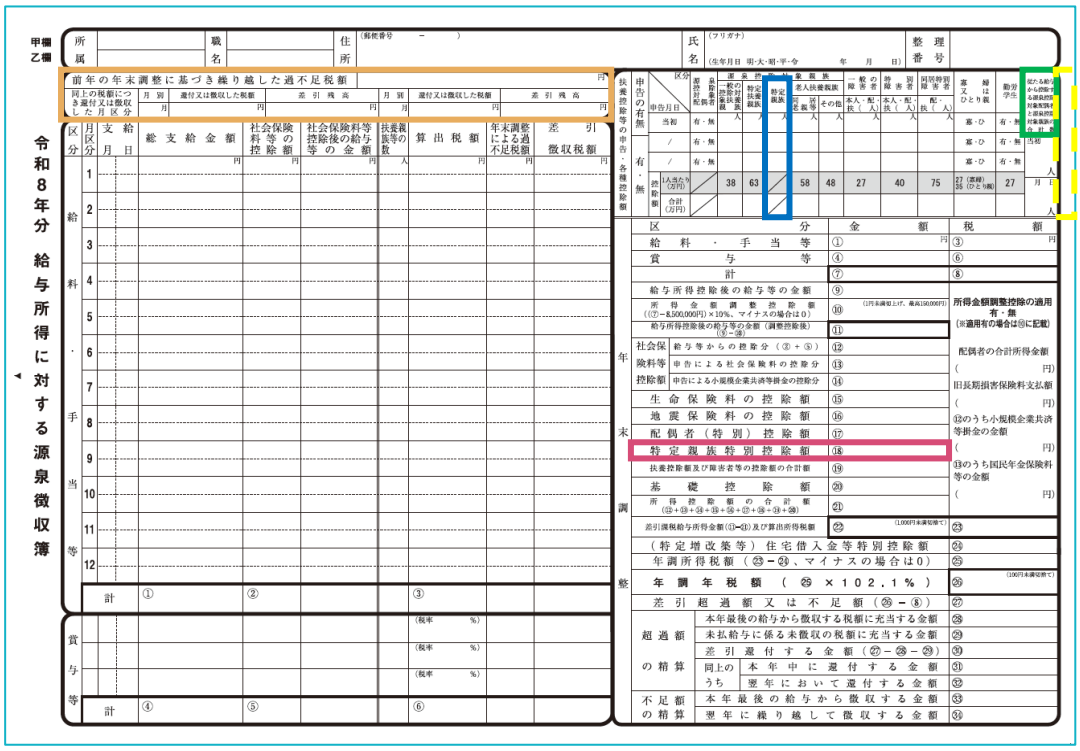
「特定親族」欄が追加されました。

「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄が、「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の合計数」欄に名称が変更されました。

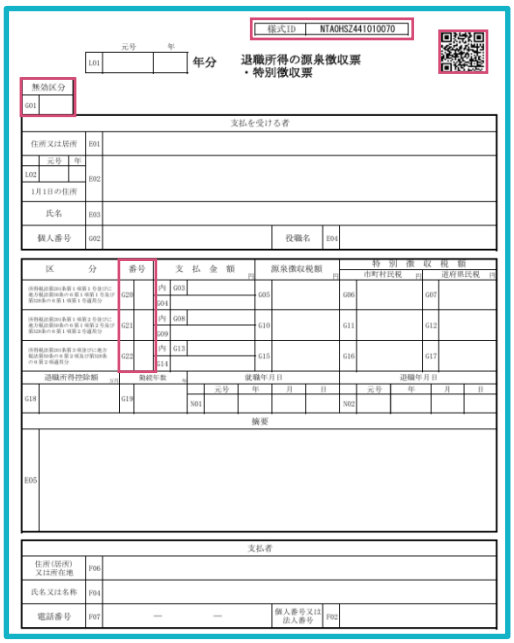
・「配偶者の有無」の記載欄が削除されました。

×(1)国税　太郎(特親)(50)

・「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」等の記載欄の位置が変更され、「賞与等」の記載欄が 1行削除されました。



7）退職所得の源泉徴収票・特別徴収票



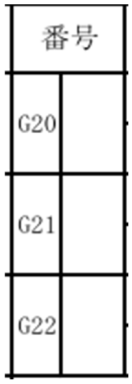
《主な変更箇所》

・KSK2 用紙変更に伴う以下の変更がありました。
　様式 ID／二次元コードの追加
　レイアウト変更
　記載要領の変更

・「無効区分」欄の追加

・「番号」欄の追加





《主な変更内容》

項目	変更前（令和 7 年分）	変更後（令和 8 年分）
無効区分	新規項目	新規分、追加分、訂正分は「0」、 無効分は「1」を記載します。
番号	新規項目	支払った退職手当が下記の表の区分に該当する場合、各区分に応じた番号を記載してください。いずれにも該当しない場合は空欄にします。
摘要		「番号」の追加に伴い、摘要欄の記載内容が変更されました。 「番号」の「5」～「7」の区分に該当する場合には、その経済的利益の価額を記載してください。

《番号欄》

●退職手当等の区分

区分	番号
所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金（「2」の一時金を除く）の場合	1
確定拠出型年金（DC）の老齢給付金として支払われる一時金の場合	2
特定譲渡制限付株式（※1）又は承継譲渡制限付株式（※2）の譲渡についての制限が解除されたことにより受けた経済的利益（譲渡制限株式（RS）に係る経済的利益）に該当する場合	3
発行法人から与えられた有利な条件等により発行された新株予約権等の行使により取得した株式の取得に係る経済的利益（ストックオプション（SO）権利行使益）に該当する場合	4
一般的退職手当等（※3）と「3」の経済的利益の合計から成る場合	5
一般的退職手当等（※3）と「4」の経済的利益の合計から成る場合	6
一般的退職手当等（※3）と「3」の経済的利益と「4」の経済的利益の合計から成る場合	7

※受給者交付用の記載要領とは異なります。詳細は手引きをご確認ください。
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2026/PDF/all.pdf

以 上